

社会福祉法人 どんぐり福祉会

役員等報酬及び実費弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第九条、第二三条、評議員選任・解任委員会細則第5条の規定に基づき、社会福祉法人どんぐり福祉会の役員、評議員、評議員選任・解任委員（以下役員等という）の報酬及び実費弁償について定めることを目的とする。

(方法)

第2条 役員等が必要な会議に出席したとき、および法人の必要業務を行ったとき、別表1に掲げる報酬を支払うことができる。

- 2 交通費が、報酬の額を超える場合には、その実費による。
- 3 職員給与を受け取る者はこの限りではない。
- 4 本条による報酬は、評議員会ごとにまとめて精算することができる。

(専務理事の管理職手当)

第3条 専務理事の管理職手当について、月額を6万円と定める。
所属施設において管理職手当を受け取る場合、その月額との差額を支払うものとする。

(出張旅費)

第4条 役員等が、法人の必要業務のため出張する場合は、別表2に掲げる手当及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を弁償する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として弁償することができる。
- 4 宿泊費は、実情を考慮して増額することができる。
- 5 旅費等は、出張終了後支払うことを原則とするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することもできる。

(改正)

第5条 この規程を改正する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この規定は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 この規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 この規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 4 この規定は、2019年8月17日から適用する。

別表1

対象	報酬
会議出席・必要業務	おおむね3時間 5,000円 おおむね1時間 3,000円

別表2

宿泊費	旅費	その他経費
5,000円	実費	実費